

平成 25 年第 2 回宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	平成 25 年 8 月 9 日（金） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分
場 所	宗像市役所 2 階 201 会議室
出席者	委員：井上 禎男、櫻木 榮紀、上中 幸子、古賀 千種、安河内 敬弐 市：総務課（安部課長、本田、吉田）、健康づくり課（吉田係長、豊福、荒巻）、子ども育成課（高橋係長、小田）、商工観光課（的野課長、森）、国保医療課（福岡係長、川原）、税務課（花田課長、楠係長、高野係長）、建設課（永島係長）、保健福祉政策課（松井係長、五十里）、教育政策課（岡田課長、大楠係長、菅原）
欠席者	
次第	1 委嘱状の交付（委員交替について） 2 委員及び事務局の紹介 3 前回会議録（平成 25 年第 1 回）の確認及び前回付議案件の報告（5 月持回り案件含む）の報告 4 議題 （1）付議案件の審議（13 件） （2）保有個人情報の目的外利用等に係る報告 5 その他 （1）次回開催日の調整

1 委員交替について

【総務課】赤間地区コミュニティ運営協議会会長の前田委員が、市コミュニティ運営協議会会長会の会長となられたことから本審議会委員を辞職されたことに伴い、後任として赤間西地区コミュニティ運営協議会会長の安河内氏を推薦いただきましたので、委員の委嘱を行います。（委嘱状の交付）

2 委員及び事務局の紹介（略）

3 前回会議録の確認（平成 25 年第 1 回分）

平成 25 年第 1 回の会議録について確認を行う。

- ・文体の統一を行う。（連絡がある⇒連絡があります、作成している⇒作成しています）
- ・「第 3 者提供」⇒「第三者提供」に訂正
- ・「コミセン」⇒「コミュニティ・センター（コミセン）」に訂正

平成 25 年第 1 回の議事録確認の署名は井上会長及び上中委員にお願いします。

前回付議案件の報告（5 月持回り案件含む）の報告

【総務課】別紙の写し（2 枚）のとおり、3 月の審議会で審議いただいた 10 件について、及び 5 月に持回りで審議いただいた 1 件について、市長に意見書を提出しています。

4 議題

（1）付議案件の審議

第 12 号「宗像市健康増進計画・食育推進計画の最終評価及び実態調査業務の委託に係る個人情報の提供について」

【健康づくり課】提案理由を説明。

【委員】提供する個人情報の件数が成人用調査で 2,000 件、幼児保護者用調査で 700 件ということで、住民基本台帳より無作為抽出して宛名シールを作って業者へ提供するという案件です。誤封入ということは起こり得ないものでしょうか。これはいままで行ったことがある事業ですか。

【健康づくり課】計画の中間評価を行う 5 年間にもアンケートを実施しましたが、その際は市でアンケートを作成し職員で発送、集計していました。今回はアンケートの作成から全てを業者に委託して実施するものです。

【委員】委託業者の選定はこれからするのですか。

【健康づくり課】入札により業者は決定しています。

【委員】個人情報保護の関係での取り決めはどのようにしていますか。

【健康づくり課】委託契約に際しては、個人情報保護の誓約書を提出されています。

以上の審議の結果、第 1 2 号は、提案のとおり承認された。

第 1 3 号「宗像市子ども・子育て支援事業計画策定のための子育て支援ニーズ調査業務の委託に係る個人情報の提供について」

【子ども育成課】提案理由を説明。

【委員】第 1 2 号と同様の案件ですが、こちらは委託仕様書でプライバシーマーク取得事業者としているのですね。意識の高い事業者に委託をするということです。プライバシーマーク取得事業者であっても個人情報漏洩等はあるところですが、本件については、無作為抽出のアンケートであり、アンケートの中身に個人情報の記載は無く、送付用宛名シールの提供ということで特に問題はないかと思えます。

【委員】参考資料の「回答するに当たってお読みください」という文書はアンケートに同封されるのですか。

【子ども育成課】この文書は、国から示されている案ですが、一部修正のうえアンケートの 1 ページ目に入るかたちとなります。

以上の審議の結果、第 1 3 号は、提案のとおり承認された。

第 1 4 号「国道 4 9 5 号線沿い活性化調査業務の委託に係る個人情報の提供について」

【総務課】第 1 4 号については、事前に委員へ送付した議案には、内容確認が間に合わず、添付できていませんでした。本日、別紙として第 1 4 号議案を配布させていただきましたので、そちらを確認ください。

【商工観光課】提案理由を説明。

【委員】4 9 5 号線沿いの活性化ということですが、岡垣町や福津市も同様な事業を行うのですか。

【商工観光課】沿線の活性化は岡垣町や福津市とも連携して行うように検討していますが、この調査業務は今のところ宗像市のみで実施します。

【委員】沿線の土地家屋所有者にヒアリングするということですが、こういった業者に調査を委託するのですか。

【商工観光課】こういった調査業務に実績がある業者を入札で決めたいと考えています。

【委員】具体的にこういった業界の会社になりますか。調査会社ですか。

【商工観光課】調査の目的が観光や地域活性化ですので、そのような分野を得意とする業者を探したい

と思います。

【委員】業者を決めるにあたっては、単に価格的なものだけではなく、個人情報保護の意識が高いプライバシーマーク取得事業者であるとかを考えておく必要があると思います。固定資産に関わる調査ですが、この調査は市自らが行うことは難しいのですか。

【商工観光課】業務の効率化を図るということもあり、また495号線の活性化案を作成するというところまで委託することになっています。

【委員】調査だけでなくコンサルティングまで行うということですね。

【委員】提供する個人情報の件数が1,800件というのは、道路に面した土地家屋の所有者ということですか。

【商工観光課】道路の両脇60メートルの範囲の所有者の数です。

【委員】この業務は活性化案まで作成したら業務終了となるわけですが、業者の持っている個人情報をその時点で廃棄するというという取り決めになっているのですか。

【商工観光課】契約の際に取り決めを行います。

【委員】コンサルティング会社でも信用できるところとそうでないところもありますので、業者選定は慎重に行う必要があります。

【委員】この活性化に向けた事業は、世界遺産登録の事業が関係しているのですか。観光の推進という観点で関係しているのですか。

【商工観光課】世界遺産登録とは直接には関係していません。

【委員】495号線沿いに観光資源となるものはどういったものがありますか。

【商工観光課】沿線にお店が立地していないところがあるが、その原因や課題を調査し、お店や企業を誘致していくことを検討したいです。

【委員】沿線の活性化ということで、観光拠点の強化ということとは少しちがうのでは。

【商工観光課】現在は、495号線の「道の駅」を市の観光拠点の一つとしていますが、沿線全体の活性化を図り、その機能を強化したいと考えています。

【委員】沿線が複合的に盛り上がって、人が多く来るようにということですね。

【委員】法務局に行けば土地の所有者はわかりますが、電話番号まで不動産業者や開発業者に渡すということは利用されることがあるので注意が必要だと思います。

【商工観光課】個人情報の取り扱いについては十分注意していきます。

【委員】市の監督、チェックが重要です。その点に留意され業務を行ってください。

以上の審議の結果、第14号は、提案のとおり承認された。

第15号「平成26年度国民健康保険診療報酬明細書等の点検照会等業務の委託に係る個人情報の提供について」

【国保医療課】提案理由を説明。

【委員】この業務の委託期間はどのようになっていますか。

【国保医療課】1年間の契約です。4月1日から翌年3月31日までです。

【委員】提供する個人情報の件数が増えていますが、かなりの件数ですし、個人情報の内容が非常にセンシティブなものですので、その点の配慮が引き続き必要だと思います。委託業者の選定方法については、変更はありますか。

【国保医療課】業者の選定については入札で決めることになります。今のところ同じ業者が落札してい

る状況です。

【委員】同じ業者ですと、信頼がある反面で馴れ合いになることが懸念されるところですので、個人情報の取り扱いについて、市が十分に指導監督することが大切です。

以上の審議の結果、第 15 号は、提案のとおり承認された。

第 16 号「平成 26 年度国民健康保険税納税通知書の製本封入業務委託に係る個人情報の提供について」

【国保医療課】提案理由を説明。

【委員】誤製本はまだ取り返しがつきますが、誤封入をされると大変なこととなります。業者の選定についてはどのようになりますか。

【国保医療課】入札で業者を決定しています。この作業でこれまで特に問題となったことはありません。

【委員】昨年の提供する個人情報項目と今回の項目の数が変わっていますが、3 項目増えた理由はどのようなことでしょうか。

【国保医療課】項目番号 13、15、16 が増えているところです。納税通知書に記載すべき内容ですが、今回から記載することができるようになりました。

以上の審議の結果、第 16 号は、提案のとおり承認された。

第 17 号「固定資産税相続人調査業務委託に係る個人情報の提供について」

【税務課】提案理由を説明。

【委員】「専門知識を要する」ということですが、委託先はどのような業者となりますか。

【税務課】司法書士を予定しています。

【委員】提供する個人情報の項目の 1、2、3 については、死亡者の情報ということですか。

【税務課】死亡した所有者の氏名、住所、生年月日情報です。

【委員】市の個人情報保護条例では死者の情報は「個人情報」となりますか。

【総務課】「個人情報」の定義は「生存する個人に関する情報」ですので、死者に関する情報は「個人情報」に入りません。

【委員】一般に死者の情報は個人情報に入らないところですが、本件の場合は、この死者の情報であると同時に生存者の情報に関わってきますので対象とすることになります。

【委員】この業務委託でこれまで何か問題はありましたか。

【税務課】特に問題は生じていません。

【委員】司法書士は戸籍を取ることができ、守秘義務がありますので、問題ないと思います。

以上の審議の結果、第 17 号は、提案のとおり承認された。

第 18 号「固定資産税業務支援システム異動データ更新業務委託に係る個人情報の提供について」

【税務課】提案理由を説明。

【委員】提供する土地に関する情報が約 137,000 件、家屋に関する情報が約 2,200 件ということですが、そもそも「固定資産税業務支援システム」とはどういったシステムですか。

【税務課】航空写真のデータの中に地番図等の情報を入れ、重ね合わせて見ることができ、固定資産の管理を行うためのシステムです。

【委員】委託先はシステムの製造者になりますか。

【税務課】測量関係のシステム業者になります。毎年入札にかけて決定しています。

【委員】これまで契約内容を遵守しないなどの問題はありませんか。

【税務課】特に問題はありませんでした。

【委員】データ更新というのは、具体的にどのようなことをしているのでしょうか。市の保有するデータに業者のコンピューターを繋げているのですか。

【税務課】市の固定資産税課税の情報をこの固定資産税業務支援システムに反映するようなプログラムを作り、異動情報を入れ込むという作業です。

以上の審議の結果、第18号は、提案のとおり承認された。

第19号「平成26年度市民税納税通知書等の製本封入業務委託に係る個人情報の提供について」

【税務課】提案理由を説明。

【委員】例年同様の内容となっていますが、16号で国民健康保険税の納税通知書の製本封入業務委託の件がありましたが、同様の業務ということによろしいですか。

【税務課】同様の業務です。

【委員】毎年入札で業者選定していることですが、誤封入などは発生していませんか。

【税務課】発生しておりません。

【委員】税に係る情報ですので、引き続き個人情報保護のための指導監督をしてください。

以上の審議の結果、第19号は、提案のとおり承認された。

第20号「市県民税データ入力業務委託に係る個人情報の提供について」

【税務課】提案理由を説明。

【委員】昨年は「データパンチ業務」となっていて業務内容を確認したのですが、今年は「データ入力業務」と変更されています。毎年のことですが、提供する情報の項目の多さと内容の重さがありますので、業者の選定と監督をしっかり行っていただきたいと思います。

以上の審議の結果、第20号は、提案のとおり承認された。

第21号「土地売買契約書等に係るマイクロフィルム及びCD-ROM化業務委託に係る個人情報の提供について」

【建設課】提案理由を説明。

【委員】昨年同様の内容で件数が若干減少していますが、委託は毎年同じ業者に委託しているということでしょうか。

【建設課】当初システム化したのが富士マイクロという業者でしたので、毎年こちらに委託しています。

【委員】委託契約期間はどのようになっていますか。

【建設課】毎年度契約しています。

【委員】件数は毎年このくらいの予定ですか。

【建設課】用地買収の件数ですので、道路改良などの予算に応じて増減はあるかと思っています。新規の道路を作ることになればその年度の件数は増加することになります。

【委員】件数が増加しても業者は変更がないということですね。

【建設課】システムを更新すれば、業者は変わるかもしれませんが、システム更新には多額の費用がかかることになります。

以上の審議の結果、第 2 1 号は、提案のとおり承認された。

第 2 2 号「平成 2 5 年度共同募金運動支援に係る個人情報の提供について」

【保健福祉政策課】提案理由を説明。

【委員】赤い羽根募金の協力をお願いするため自治会長名簿を社会福祉協議会へ提供するというのですが、特に問題はないかと思います。

以上の審議の結果、第 2 2 号は、提案のとおり承認された。

第 2 3 号「宗像市民生委員児童委員の地域活動支援に係る個人情報の提供について」

【保健福祉政策課】提案理由を説明。

【委員】昨年の提供件数よりも増加しており、高齢化が進んでいる状況です。民生委員児童委員は法律に基づき活動をされていて個人情報保護を遵守しなければならない立場なので問題はないかと思います。

【委員】民生委員の欠員などはありますか。

【保健福祉政策課】現在 1 名欠員です。欠員となった場合は、近くのエリアの民生委員がカバーすることになっています。

【委員】今年は民生委員の交替の年だということで、地区の民生委員が全員変わることになりますが、今まで民生委員が持っていた個人情報はどのように取り扱われるのですか。

【保健福祉政策課】民生委員が交替する場合は、引継ぎ期間中に元委員から新委員へ高齢者名簿を渡すことになっています。この名簿は年に 1 回市で回収し、シュレッダーにかけています。

【委員】民生委員がコピーしたものを手元に残すことも考えられますが。

【保健福祉政策課】名簿はコピー禁止で、自宅から名簿持ち出し禁止ということで徹底しています。

【委員】民生委員の年齢や資格の要件はありますか。

【保健福祉政策課】年齢については、7 5 歳未満ということが県の選任の基準にありますが、健康で業務ができれば、それ以上でも可ということになっています。秘密を守れるか、相談しやすいかなどの要件はありますが、資格は必要ありません。

【委員】地域で相応しい方が民生委員になられている状況だと思います。

以上の審議の結果、第 2 3 号は、提案のとおり承認された。

【保健福祉政策課】議案ではありませんが、災害時要援護者支援事業の関係で毎年報告させていただいていますので、今年も報告させていただきます。平成 2 1 年から自治会単位で市と協定を結び災害時要援護者の情報を共有しているところですが、平成 2 5 年 6 月時点で 4 2 自治会が事業を開始しています。昨年度は 9 つの自治会が参加しています。合計 1, 3 3 2 人が災害時要援護者として登録を行っています。個人情報の漏洩がないように市と自治会で協定を結んで事業を行っています。

【委員】大震災後、特に注目されている制度ですが、協定書の取り決めでは協定に反した場合のことは記載されていますか。

【保健福祉政策課】罰則というものは規定されていません。

【委員】協定ですので、紳士協定的なものとしての運用となりますね。登録件数は増加しているようですが、実際に支援につながったケースはありますか。

【保健福祉政策課】災害は発生していませんが、日頃の見守り活動で、屋内で倒れている方がいて、家の鍵がかかっていたケースで、この台帳があつて自治会長が遠方の親族と連絡がとれて家に入ることが

できたことが年に2回ほどあります。

第24号「宗像市立小中学校全校統一学力テスト業務委託に係る個人情報の提供について」

【教育政策課】提案理由を説明。

【委員】昨年の案件との相違は、学習意識調査が今回は無くなっているということですね。

【教育政策課】今年度の学習意識調査は、業者委託をせずに市教育委員会にて調査を実施することとなっています。

【委員】東京書籍などの業者については、個人情報保護については十分認識している業者であるかと思っています。

以上の審議の結果、第24号は、提案のとおり承認された。

(2) 保有個人情報の目的外利用に係る報告及び承認について

【総務課】今回は7件の目的外利用について、条例第8条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。根拠規定は条例第8条第1項第5号の市役所内部での利用に該当するものです。

【委員】安河内委員は初めてですので、少し説明させていただきますが、先ほどの議案については、市の保有する個人情報を外部に提供すべきかどうかという審議でしたが、この報告は、市内部で持っている個人情報（各課が保有）を市内部で目的外に利用したという報告です。

【総務課】市役所内部の情報のやり取りですが、個人情報を目的外に利用した場合は、審議会に報告しその承認を得ることになっていますので、毎回審議会に報告させていただいています。1番から7番までを報告いたします。（報告・説明）

【委員】今日の報告の中では特に問題はないように思いますが、これまでに前例が無かった案件はありますか。

【総務課】今回の中では、新しい案件はありません。これまでも報告していた内容のものです。

【委員】1番と2番の担当課の違いはどういったことですか。防災上の観点か、道路維持の観点かということですか。

【総務課】道路の管理は維持管理課で、防災が絡むと生活安全課が出てくることがあります。

【委員】報告された件については、適正な範囲内で個人情報の目的外利用をされているということで審議会として承認とします。

5 その他

次回開催日の調整

次回開催日は平成25年11月1日（金）9：00からとする。

以上会議録は、事務局の調整したのですが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成25年11月1日

会 長

署名者